

各 位

東京都福祉局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

令和 8 年度障害児通所支援事業者指定協議説明会の開催について（通知）

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

都では、障害児通所支援事業所（以下「事業所」という。）の開設を検討している事業者を対象として、事業の理解を深めていただくため、下記のとおり障害児通所支援事業所事業者指定協議説明会（以下「説明会」という。）を開催しています。

新たに障害児通所支援事業所の開設を考えている法人には、必ず出席いただきますようお願い申し上げます。指定の協議に際して、説明会への出席が指定協議開始の条件となりますことを申し添えます。

なお、説明会はオンデマンド動画配信によるオンラインにより実施します。

記

1 説明会名

令和 8 年度障害児通所支援事業者指定協議説明会

2 目的

事業所の開設を検討している事業所の管理者等に、事業の理解を深めていただくため。

3 対象者

新たに事業所の開設を検討している法人の指定協議担当者並びに事業所の管理者（予定者含む）。なお、管理者は、指定月までに説明会に出席することが必須となります。説明会に出席した管理者が変更になる場合は、問合せ先までご連絡ください。

4 開催方法

オンラインにて開催します。下記動画掲載 URL より御参加ください。

再生リスト URL

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLNaQqEB0vizhkZ7YGeYgmtzUPhuteW4m4>

【所要時間 2 時間程度】

※令和 8 年度より動画は常時視聴可能としております。

5 資料

「東京都障害者サービス情報」に掲載します。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-038>

6 申込方法及び出席確認

参加申込みは不要です。動画掲載 URL から御参加ください。

なお、視聴後はアンケートをご提出ください。アンケートの提出をもって出席確認とさせていただきます。提出がない場合は、出席とみなされませんので御注意ください。

7 年間スケジュール及び指定時期目安

別紙のとおり

8 その他

- (1) 令和7年度から同一法人の複数事業所同時開設が可能となっています。
- (2) 申請予定の事業所ごとに申し込んでください。また、出席後は開設事業所ごとにアンケートの提出が必要です。
- (3) 都内の11区市（下記ア、イ）については、事業所指定の権限が、都から当該区市へ変更となっていますが、事業所指定のためには、従前どおり当説明会への参加が必要となります。なお、説明会参加後の手順については、当該区市にお問い合わせください。
ア 中核市：八王子市
イ 児童相談所設置区：世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区、文京区 ※令和8年4月1日現在
- (4) 指定の協議については、管理者の説明会参加が必須となるほか、説明会における有効期限を参加月後1年間とし、それまでに事業計画等の提出がない場合は、再度説明会へ御出席いただきます。また、法人の設立は、初回面談開始までに必要となります。
- (5) 令和5年度から、障害福祉サービス事業者の指定申請受付等に係る事業を公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。

<問合せ先>

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部障害福祉事業者指定室（児童担当）

連絡先：03-6302-0315

<年間スケジュール及び指定時期目安>

指定協議説明会に参加し、アンケートの回答後、事前調査票及び事業計画書を公益財団法人東京都福祉保健財団にご提出ください。

	事前調査票・事業計画書 受付締切	指定申請書提出期間	最短指定日
第1回	令和8年4月30日(木)	～6月30日(火)	8月1日
第2回	令和8年5月29日(金)	～7月31日(金)	9月1日
第3回	令和8年6月30日(火)	～8月31日(月)	10月1日
第4回	令和8年7月31日(金)	～9月30日(水)	11月1日
第5回	令和8年8月31日(月)	～10月30日(金)	12月1日
第6回	令和8年9月30日(水)	～11月30日(月)	1月1日
第7回	令和8年10月30日(金)	～12月28日(月)	2月1日
第8回	令和8年11月30日(月)	～1月29日(金)	3月1日
第9回	令和8年12月28日(月)	～2月26日(金)	4月1日
第10回	令和9年1月29日(金)	～3月31日(水)	5月1日
第11回	令和9年2月26日(金)	～4月30日(金)	6月1日
第12回	令和9年3月31日(水)	～5月31日(月)	7月1日

※動画は常時視聴可能です。

※初回の事業計画書等を指定希望月の4か月前末日までに提出する必要があります。

※指定時期はあくまで目安であり、お約束はできかねます。手続きや審査等の状況によっては変動することがあります。